

昭島市 149

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
	(7)事務所費

支出年月日	5年 7月 1日	支出額	百万 千 円 99594
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途

7=事務所費(事務所賃借料)110,660 × 90% = 99,594
 R5.7月分

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

領収書等貼付欄

ご利用明細票

IC
カード振込

取引内容
取引金額 ¥110,000*

手数料 ¥660*

取引残高

振込日 2023年07月01日

振込先 三井住友銀行

受取人 春日部支店

振込明細 Transfer Information

普通預金 口座 7128326

カ) 放火ハシ工務株式会社 宛
 カ) 放火ハシ工務株式会社 宛
 カ) 放火ハシ工務株式会社 宛

依頼人 ショートキートン様

取引日時 2023年07月01日 17:12

取引銀行番号 0006

カード番号

口座番号 1136988-005903

取引コード 0000

取扱番号 500747

埼玉りそな銀行

○暗証番号は他人に絶対に教えないでください。
 ○本行の電話サービスは24時間受付です。
 ○本行のATMは24時間利用できます。
 ○本行の窓口は、お取付口座に宛先が異なります。
 ○お取付口座への入金・お振込みは、お取付口座に宛先が異なります。
 ○お振込みの金額は、お取付口座の残高に宛先が異なります。
 ○お振込みの金額は、お取付口座の残高に宛先が異なります。
 ○お振込みの金額は、お取付口座の残高に宛先が異なります。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 白 土 幸 仁 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	恵ビル 101		
	所 在 地	(住居表示) 春日部市中央1-59-4		
		(登記簿) 春日部市中央一丁目59番地4		
	構 造	鉄骨造・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・(2)階建/全(4)戸		
	種 類	事務所	新築年月	昭和62年 12月
面 積	49㎡			
附 属 施 設		1階事務所前面 1台駐車場		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2021年 12月 15日 から 2023年 12月 14日まで
目的物件の引渡し時期 2021年 月 日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額100,000円 (別途消費税相当額10,000円)	管理・ 共益費	なし
家 財 保険料	借主様のご判断でご加入ください。	礼 金	100,000円 (別途消費税 10,000円)
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. []		
	本 数 []		
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日まで	
賃 料 等 の 支 払 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	[]	
	<input type="checkbox"/> 名義人	[]	
	<input type="checkbox"/>	[]	

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2021年12月15日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL
	住所	[Redacted]	
乙・借主	氏名	白土 幸仁	TEL 098-795-7146
	住所	春日部市瑞後西3-4-13	
丙・ 連帯保証人	氏名	[Redacted]	TEL [Redacted]
	住所	[Redacted]	
	極度額 金、4,000,000円		

	A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	主たる事務所 所在地・TEL
	商号又は名称	商号又は名称
	代表者の氏名	代表者の氏名
	免許証番号	免許証番号
	埼玉県 知事 (12)第6797号	大臣 知事 ()第 号
	免許年月日 平成29年 5月27日	免許年月 年 月 日
宅地建物取引士	氏名	氏名
	登録番号	登録番号
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL
	主たる事務所に同じ	

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号

29

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和 5 年 07 月 01 日 他	支出額	百万 千 円 <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">9</td> <td style="width: 20px;">7</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載		2	9	7	0	0	0
	2	9	7	0	0	0				
使 途	事務所家賃費(令和5年7月～令和5年9月の3ヶ月分)									

領収書等貼付欄

③事務所家賃 110,000円(1か月)×3か月=330,000円
 330,000 円 × 0.9 = 297,000 円
 政務活動に使用する割合が9/10であるため

支払年月日が貸主の意向により7月から月初に変更となっております。

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

29-1

領収証

美田市ねねおき具政事務所

様

No. _____

★

110,000-

但 令和5年7月分事務所家賃費として

令和5年7月1日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

領収証

美田市ねねおき具政事務所

様

No. _____

★

110,000-

但 令和5年8月分事務所家賃費として

令和5年8月1日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

領収証

美田市ねねおき具政事務所

様

No. _____

★

110,000-

但 令和5年9月分事務所家賃費として

令和5年9月1日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 美田宗亮 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	采女貸事務所		階 号室	
	所在地	(住居表示)埼玉県三郷市采女1-91 (登記簿)三郷市采女1丁目91番地		区画番号()	
	構 造	軽量鉄骨造 木造瓦葺 / (2)階建			
	種 類	物置居宅	新築年 月	平成18年 9月	
	面 積	115.08㎡の一部			
附 属 施 設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2022年 4月 1日 から	2025年 3月 31日まで (3年間)
目的物件の引渡し時期	2022年 4月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 110,000 円 (内消費税相当額 10,000 円)	管理・ 共益費	月額 円 (別途消費税相当額 円)
家 財 保険料	円	敷 金	1,000,000 円 (預かり済)
更新料	100,000 円	事務 手数料	55,000 円
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 日まで	
賃 料 等 の 支 払 方 法	<input type="checkbox"/> 振 込		
	<input checked="" type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	埼玉県三郷市采女1-91
	<input type="checkbox"/> 座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名) (自 宅) TEL
----------------	--------------------

(勤務先) TEL	(会社名・部署名)
(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称	
所在地	TEL	
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	円
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

甲乙協議の上決定するものとします。

頭書(9) 特約事項

<ol style="list-style-type: none"> 賃料に電気代、水道代、家具代を含めるものとします。 駐車場1台含めるものとします。 2か月前更新とします。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年1月27日

甲・貸主	氏名	●	TEL	●	
	住所	●			
乙・借主	氏名	美田宗亮 ●	TEL	●	
	住所	●			
丙・ 連帯保証人	氏名	●	TEL	●	
	住所	●			
	極度額	円			

		A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県吉川市美南5-7-5 048-984-0729	主たる事務所 所在地・TEL
	商号又は名称	株式会社KBMプロパティ	商号又は名称
	代表者の氏名	小林 充則 ●	代表者の氏名
	免許証番号	埼玉県 知事 (1)第 24414号	免許証番号
	免許年月日	令和3年 2月 10日 ●	免許年月日
宅地建物取引士	氏名	●	氏名
	登録番号	(●) 号	登録番号
	業務に従事する 事務所名	株式会社KBMプロパティ	業務に従事する 事務所名
	事務所所在地 TEL	埼玉県吉川市美南5-7-5 048-984-0729	事務所所在地 TEL

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることできない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合

には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

- 第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと

- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
- 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

- 第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

- 第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができ

ない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
- 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
- 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る
 - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

整理番号			3	8
------	--	--	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>0</td><td>5</td><td>年</td> <td>0</td><td>7</td><td>月</td> <td>0</td><td>3</td><td>日</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: right;">他</td> </tr> </table>	0	5	年	0	7	月	0	3	日	他									支出額	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">百万</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">千</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td><td>2</td><td>3</td><td>9</td><td>1</td><td>8</td><td>4</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万		千		円			2	3	9	1	8	4
0	5	年	0	7	月	0	3	日																										
他																																		
百万		千		円																														
	2	3	9	1	8	4																												

使 途	<p>事務所費賃貸料(令和5年7月～10月分)</p> <p style="text-align: right;">$265,760 \times 0.90 = 239,184.0$</p>
-----	--

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
----------------	---------------

③事務所賃貸料(令和5年7月～10月分)
 ⑤高橋稔裕
 政務活動に使用する割合が9/10以上の為按分します

別紙明細

264,000
1760 [振込手数料]
265,760

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 38 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団
事務所賃貸料(令和5年7月~9月分)

⑤高橋稔裕

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
56704	05-07-03	12:20
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥66,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		
C 認証		

お振込明細またはご案内
お受取人
ご依頼人

サイタマケツツキン
カソ
普通 0661651
クキミツヒツツトウツヤハンハイ(カ様
登録番号 0001
タカハツツヒロ セイムカットウツムツヨ様

電話番号 09018170065
取扱番号 400058

印紙税申告納付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
56704	05-07-31	13:03
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥66,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		
C 認証		

お振込明細またはご案内
お受取人
ご依頼人

サイタマケツツキン
カソ
普通 0661651
クキミツヒツツトウツヤハンハイ(カ様
登録番号 0001
タカハツツヒロ セイムカットウツムツヨ様

電話番号 09018170065
取扱番号 300375

印紙税申告納付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
56706	05-08-31	11:25
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥66,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		
C 認証		

お振込明細またはご案内
お受取人
ご依頼人

サイタマケツツキン
カソ
普通 0661651
クキミツヒツツトウツヤハンハイ(カ様
登録番号 0001
タカハツツヒロ セイムカットウツムツヨ様

電話番号 09018170065
取扱番号 400103

印紙税申告納付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

整理番号 28 - 3

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

事務所賃貸料(令和5年10月分)

⑤高橋稔裕

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。  **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	
取扱店	お取引日	時刻	
56706	05-09-29	09:12	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥66,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			J C 認証 (硬 貨)
円	千	百	円

お振込明細またはご案内
お受取人
サイタマケソツキン
カリ
普通 0661651
クキミツヒソツトウツヤハンハイ(カ様
登録番号 0001
タカハツツヒロ セイムカットウツムリヨ様

ご依頼人
電話番号 09018170065
取扱番号 300222
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

賃貸借契約書

令和 3 年 4 月 10 日

賃貸人	住所	久喜市上清久1206-1	●	
	氏名	久喜三菱自動車販売株式会社		
賃借人	住所	●	●	
	氏名	高橋 穂裕		
場所	加須市土手2-17-15 (旧プレカット工場事務所 1F)			
賃料	1ヵ月 60,000円 (別途、消費税)			
	別途、電気、電話、ガス使用料、プロバイダー契約料は賃借人負担とする。			
	※ただし、公租公課の増徴、経済情勢、その他特別な変動があった場合は、契約期間中といえども賃料を変更するものとする。			
支払方法	前払いとし、毎月20日までに翌月分を支払うものとする。 ※別途、電気、電話、ガス代及びプロバイダー契約料は3ヶ月ごとに合算分を請求する。			
期間	自 令和3年 5月 1日 至 令和4年 4月 30日 満 1 年間 ※ただし、期間満了3ヵ月前に双方申し出無き場合は、期間を更新する。			
禁止	賃借権を第三者に譲渡または転貸することを禁止する。			
解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 3ヶ月前予告 解約可能			
振込先	● 口座番号 ● ● (ただし、振込手数料は、賃借人負担とする。)			

整理番号

		56
--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td></tr> </table> 年 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">7</td></tr> </table> 月 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">3</td></tr> </table> 日	5	7	3	支出額	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">6</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">百万 千 円</p>			3	4	6
5											
7											
3											
		3	4	6							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>備品(レンタルマット)</p>	<p>385 × 0.9 = 346.5</p> <p>政務活動に使用する割合が 9/10以上であるため</p>
-----	--------------------	--

領収書等貼付欄

領収書

2023年07月03日 11:34 No.2239714

新井一徳県政調査事務所
お問合せ番号 [REDACTED]
住所: 北本市中央1-81

TEL: 048-594-1600
契約日付: 20110826
配送日付: 20230703
順番: 011-00
設置場所: 9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

ユニオンマット 灰UNHS
1 @350 ¥350

小計: ¥350
消費税: ¥35
合計: ¥385

備考:
*お知らせ「夏休み」の為、
配達曜日が多少変更になりますので
宜しくお願ひ致します。

株式会社クリーン・モア
お問合せ先: 本社サポートセンター
〒123-0864
東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号



TEL: 03-3857-2233
FAX: 03-3857-1233
締日: 0
集金日: 0
ルート: C1105
営業担当: [REDACTED]
配達担当: [REDACTED]
URL: <http://www.clean-more.ne.jp>

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

89-2

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2 階部分	35.34	m ²

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月1日から	3年0月間
終期	2026年6月30日まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	117,700 円	(内消費税等	10,700 円	・ 税率 10 %)	
共益費(管理費)	月額	15,400 円	(内消費税等	1,400 円	・ 税率 10 %)	
保証金(敷金)		321,000 円	賃料の 3 ヶ月相当額			
保証金(敷金)の償却・敷引						
		円			円	
礼金	× 円					
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う				
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>					
	振込先金融機関名・支店名				口座種別	
	口座番号			口座名義人・フリガナ		
振込手数料負担者	借主	持参先				

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

19-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (■ 有 ・ □ 無)

更新料の金額	■ 新賃料の 1 ヶ月分 ・ □	円
--------	------------------	---

特約条項

・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。

この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。

貸主は借主に対し書面により承諾することとする。

・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(別途法定消費税)を支払うこととする。

・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

・消費税の税率に応じて消費税額相当分変動するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 5 年 6 月 10 日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 代理印 電話番号 [Redacted]

借主 住所 埼玉県越谷市越ヶ谷 1-8-6

氏名 浅井 明 電話番号 048 (962) 5777

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 □ 媒介 ・ ■ 代理

取引態様 □ 媒介 ・ □ 代理

免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 6029 号

免許証番号 第 号

事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6

事務所所在地

商号 株式会社 ベストハウジング

商号

代表者等 八巻 康雄

代表者等

登録番号 [Redacted] 号

登録番号 第 号

宅地建物取引士 [Redacted] 所属する事務所 本店 宅地建物取引士

整理番号 90 -1

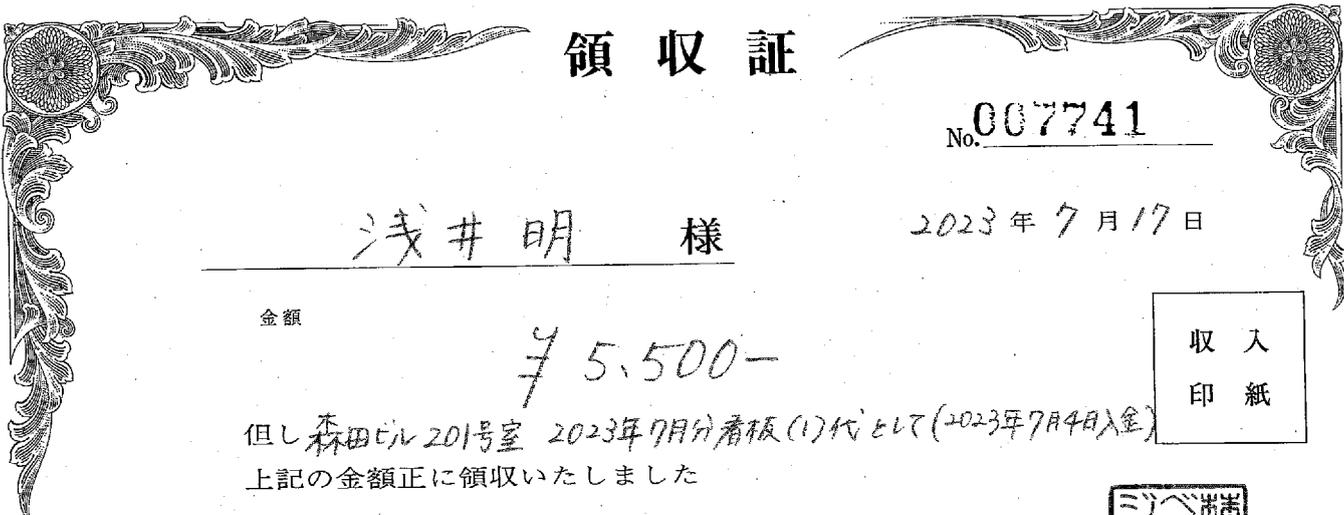
ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 7 月 4 日	支出額	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr><td>百万</td><td>千</td><td>円</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black;"> </td><td style="border: 1px solid black;">4</td><td style="border: 1px solid black;">400</td></tr> </table>	百万	千	円		4	400
百万	千	円							
	4	400							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所看板代 (7月分)</p> <p>$5,500円 \times \frac{8}{10} = 4,400円$</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため</p>		
-----	--	--	--



領 収 証

No. 007741

浅井明 様

2023年7月17日

金額

¥ 5,500-

収 入
印 紙

但し 森田ビル201号室 2023年7月分看板(1)代として(2023年7月4日入金)
上記の金額正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市永川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

建物賃貸借契約書（事業用）

90-2

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2 階部分	35.34	m ²

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023 年 7 月 1 日 から	3 年 0 月間	
終期	2026 年 6 月 30 日 まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	117,700 円	(内消費税等 10,700 円 ・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	15,400 円	(内消費税等 1,400 円 ・ 税率 10 %)
保証金(敷金)		321,000 円	賃料の 3 ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引			
		円	円
礼金		円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う	
		<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先金融機関名・支店名		口座種別
	口座番号		口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

90-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (■有・□無)

更新料の金額	■ 新賃料の 1 ヶ月分 ・ □	円
--------	------------------	---

特約条項

・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
 この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。
 貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
 ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(別途法定消費税)を支払うこととする。
 ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。
 ・消費税の税率に応じて消費税額相当分変動するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 5 年 6 月 10 日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]



借主 住所 埼玉県越谷市越ヶ谷 1-8-6

氏名 浅井 明 電話番号 048 (962) 5777

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 □ 媒介 ・ ■ 代理 取引態様 □ 媒介 ・ □ 代理

免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 6029 号 免許証番号 第 号

事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6 事務所所在地

商号 株式会社 ベストハウジング 商号

代表者等 八巻 康雄 代表者等 (印)

登録番号 [Redacted] 号 登録番号 第 号

宅地建物取引士 [Redacted] 所属する事務所 本店 宅地建物取引士 (印)



整理番号 0204

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>05年07月05日</p>	<p>支出額</p>	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">54</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">000</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		54	000
百万	千	円							
	54	000							

<p>使 途</p>	<p>事務所賃料 6月分</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $60000 \times 0.9 = 54000$</p>
------------	--

<p>領収書等貼付欄</p>	<p>③ 事務所賃料</p> <p>⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団</p>
-----------------------	---------------------------------------

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

普通預金(家お借入明細)

2

0204-1

年月日 摘要 借入金残高 返済額 借入金残高

1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11	05-07-05	ATM振込	60,000	21,192,573.69
12				

◆ 借入金の返済は、返済日当日までに返済してください。
返済が遅れると、返済額に遅延料がかかります。
詳細は、窓口へお問い合わせください。

0204-2

建物賃貸借契約書 (事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	大塚ビル1階	
所在地(住居表示)	埼玉県比企郡小川町大字大塚21番地1	
構造・規模	鉄骨コンクリートブロック木造亜鉛メッキ鋼板葺3階建	
用途	事務所	
契約面積	1 階部分	28.80 m ² 約8.7坪

(2) 使用目的

使用目的	感務活動事務所
------	---------

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	令和3年 6 月 1 日 から	3 年 月間
終期	令和6年 5 月 31 日 まで	

貸主は、借主に対して8ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 8 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

P 総合合紙

(4) 賃料等

賃料	月額	50,000 円	(内消費税等	円・税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	10,000 円	(内消費税等	円・税率 10 %)
保証金(敷金)		なし 円	賃料の	ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引		なし		
礼金		円		円
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 末 日までに支払う		
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>			
	振込先金融機関名・支店名		口座種別	
	口座番号		口座名義人・フリガナ	
振込手数料負担者	借主	持参先		

(5) 貸主

貸主	氏名	有限会社 橋本事務所 取締役 橋本直樹	電話	0498 (72) 3392
	住所	東京都練馬区石神井町四丁目22番8号		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額

極度額	1,440,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 0.5 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/> 円
一、更新時、借主は更新料として新賃料の0.5ヶ月分と更新事務手数料として新賃料の0.5ヶ月分を支払う。	

特約条項

- 一、賃料に駐車場料金2台分を含む。
- 一、退去時原状回復義務を条件とするが、貸主・借主双方の合意により現状での明け渡しが可能とする。
- 一、水道メーターが共用の為、水道料金は共益費に含まれる事とする。
- 一、借主は買取請求権を放棄する事とする。
- 一、更新時、借主は事業用の火災保険に継続して加入する事を条件とする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 3 年 4 月 23 日

貸主 住所 〒177-0041 東京都練馬区石神井町四丁目22番8号

氏名 有限会社橋本事務所 取締役 橋本直 電話番号 0493 (72) 3392

借主 住所 〒 [REDACTED]

氏名 小久保 寛一 電話番号 [REDACTED]

連帯保証人 住所 〒 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]

極度額 1,440,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 媒介 ・ 代理

取引態様 媒介 ・ 代理

免許証番号 埼玉県知事 (5) 第 17828 号

免許証番号 第 号

事務所所在地 埼玉県比企郡小川町大字大塚

事務所所在地

商号 東豊不動産 有限会社

商号

代表者等 仲川 千鶴子

代表者等

登録番号 [REDACTED] 号

登録番号 第 号

宅地建物取引士 [REDACTED]

宅地建物取引士

整理番号 0020

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---	---

支出年月日	令和5年7月5日他	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">1485</td> </tr> </table>	百万	千	円			1485
百万	千	円							
		1485							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	清掃用フロアモップレンタル料(7月～9月分) 政務活動及びそのたの議員活動の用途に使用するため1/2按分とする。 (按分した場合の積算方法 $990 \times 3ヶ月 \times 0.5 = 1,485$)
-----	--

領収書等貼付欄

自民党県議団

③ 事務所清掃用モップレンタル料

⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

お客様名 [Redacted]
埼玉県議会議員 長峰 秀和 様

納品・請求書
兼 領収書

ダスキン坂戸

株式会社ダスキンサーヴ北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
☎0120-00-5695

発行日 2023年 7月 5日 日次回訪問日 2023年 8月 2日 取引 現金 No.100195068600

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
フロアモップ FM-DF 4W	1	1	990	1	1	990				

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額
	900	90	990	990

確認サイン

担当者名
[Redacted]

768

お客様名 [Redacted]
埼玉県議会議員 長峰 秀和 様

納品・請求書
兼 領収書

ダスキン坂戸

株式会社ダスキンサーヴ北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
☎0120-00-5695

発行日 2023年 8月 2日 日次回訪問日 2023年 8月 30日 取引 現金 No.100195897900

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
フロアモップ FM-DF 4W	1	1	990	1	1	990				

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額
	900	90	990	990

確認サイン

担当者名
[Redacted]

769

お客様名 [Redacted]
埼玉県議会議員 長峰 秀和 様

納品・請求書
兼 領収書

ダスキン坂戸

株式会社ダスキンサーヴ北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
☎0120-00-5695

発行日 2023年 8月 30日 日次回訪問日 2023年 9月 27日 取引 現金 No.100196723900

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
フロアモップ FM-DF 4W	1	1	990	1	1	990				

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額	消費税率
	900	90	990	990	10%

確認サイン

担当者名
[Redacted]

779

整理番号 0024

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	05 年 07 月 06 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left; font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">870</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">97</td> </tr> </table>	百万	千	円	4	870	97
百万	千	円							
4	870	97							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: 1.2em;">政務活動事務所家賃 7月分</p>
-----	--

領収書等貼付欄 日割計算 (7/12 - 7/31)

150000 ÷ 31 × 20 = 96774.1

96774 × 0.9 = 87096.6

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

政務活動に使用済み割合が 9/10 のため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

振込受付完了

以下の内容で振込を受け付けました。

印刷

振込日	2023/07/06
振込依頼人名	スガ アキオ
金融機関	埼玉りそな銀行
支店 / 出張所	霞ヶ関支店
預金種目	普通
口座番号	0262233
お受取人名	カ) シユウタク
振込金額	96,774 円
手数料	110 円
キャッシュバック金額	110 円
出金金額合計	96,774 円

これは領収書ではありませんので、ご注意ください。

[閉じる](#)

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	大丸屋		
所在地(住居表示)	埼玉県川越市連雀町14-5		
構造・規模	土・木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 他増築		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	約38 m ²	

(2) 使用目的

事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月12日 から	3 年 月間	
終期	2026年7月11日 まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

(4) 賃料等

賃料	月額 150,000 円	(内消費税等 円 ・ 税率 %)	
共益費(管理費)	月額 0 円	(内消費税等 0 円 ・ 税率 0 %)	
保証金(敷金)	0 円	賃料の ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・敷引			
	円	円	
礼金	0 円		
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 末 日までに支払う	
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>		
	振込先金融機関名・支店名		口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ	
	振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名	株式会社秀拓	電話	049 (233) 1103
	住所	埼玉県川越市市場新町14-2		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

0024-5

(6) 連帯保証の極度額

極度額	1,500,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の	ヶ月分	<input type="checkbox"/>	円
--------	-------------------------------	-----	--------------------------	---

特約条項

- ◆本契約は、転貸借契約です。別添の事項が追加条項となります。
- ◆貸室内エアコンは残置物扱いとするため、故障等の修繕及び交換において貸主は一切責を負わないものとします。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和5年6月24日

貸主 住所 埼玉県川越市的場新町14-2

氏名 株式会社秀拓 代表取締役 米原恭淳 電話番号 049 (233) 1103

借主 住所 [Redacted]

氏名 須賀 昭夫 電話番号 080 (2568) 7260

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 1,500,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士	(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)
取引態様 <input checked="" type="checkbox"/> 貸主 ・ <input type="checkbox"/> 代理	取引態様 <input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号 埼玉県知事 (12) 第 8359 号	免許証番号 第 号
事務所所在地 埼玉県川越市的場	事務所所在地
商号 株式会社 秀拓	商号
代表者等 米原 恭淳	代表者等
登録番号 [Redacted]	登録番号 第 号
宅地建物取引士 [Redacted]	宅地建物取引士

整理番号 52 - 1

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	5 年 7 月 7 日 5年8月4日 5年9月7日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">203</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">688</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		203	688
百万	千	円							
	203	688							

使 途	事務所賃借代(8,9,10月分) +振込手数料 $(75000 + 440) \times 0.9 = 67896$ $67896 \times 3 = 203.688$		
-----	--	--	--

<p>領収書等貼付欄</p> <p>⑤鈴木正人 支払先(特) 〆</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p> <p>政務活動費の 割合が9割のため</p>
<p>別紙明細</p> <p style="margin-top: 20px;"><u>1320</u> [振込手数料]</p>	
※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)	
※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。) ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。	

整理番号 52 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38841	05-09-07	09:44	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥75,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			C 認証 (硬貨)
万円	千円	千円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人
カワクチツツキン
ツキ
普通 0810281
か)コスモ様
登録番号 0007

ご依頼人
ススキマサト セイムカットウツムツヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX
取扱番号 300015

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38841	05-07-07	09:21	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥75,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			C 認証 (硬貨)
万円	千円	千円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人
カワクチツツキン
ツキ
普通 0810281
か)コスモ様
登録番号 0007

ご依頼人
ススキマサト セイムカットウツムツヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX
取扱番号 400011

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38841	05-08-04	14:22	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥75,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			C 認証 (硬貨)
万円	千円	千円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人
カワクチツツキン
ツキ
普通 0810281
か)コスモ様
登録番号 0007

ご依頼人
ススキマサト セイムカットウツムツヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX
取扱番号 400051

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

52-3

事業用賃貸借契約書（事務所）更新

貸主代理 ㈱ コスモ（以下「甲」という。）と借主 鈴木正人（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	成 田 貸 事 務 所		
	所 在 地	(住居表示) 志木市中宗岡1-1-2		
		(登記簿) 志木市中宗岡1-3471-3		
	構 造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 () / 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 () / () 階建/全 () 戸		
	種 類	事務所	新築年月	昭和 53年 4月
面 積	49.55㎡			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年 1月 15日 から 令和6年 1月 14日まで (3年間)

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 75,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	家 財 保険料	15,000円
敷 金	150,000円 (賃料 2ヵ月)	礼金	円	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
	円 (賃料 ヵ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No. 本 数	[REDACTED]			本
賃料等の支払時期		翌月分を前月 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	[REDACTED]			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

52-4

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅) TEL	
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 株式会社 コスモ		
所在地	新座市新座3-4-41	TEL	048(480)3500
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号		
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士;登録番号)	
		※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

更新事務手数料として家賃の1ヶ月分払うものとする

頭書(8) 特約事項

事務所内外装・設備等、借主は貸主に対して、買取請求しないものとする。
 明け渡し時の中には何もない状態で引き渡すものとする。
 更新契約はいたしますが、建物老朽化に伴い生じる不具合は家主には修繕義務がなく、借家人が自ら修繕すべきものとする。
 事務所としての使用に耐えられなくなった場合は、速やかに明け渡すこと。明け渡しに際にかかる費用は貸主は一切負担いたしません。

52-5

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月23日

甲・貸主代理	氏名	株式会社コスモ	TEL	048 (480) 3500
	住所	新座市新座3-4-41		
乙・借主	氏名	鈴木正人	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名		TEL	()
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A		B	
宅地建物取引業者	商号又は名称	株式会社コスモ	商号又は名称	
	代表者の氏名	菊地 崇	代表者の氏名	Ⓢ
	主たる事務所所在地・TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500	主たる事務所所在地・TEL	
	免許証番号	埼玉県知事(3)第21803号	免許証番号	()第 号
	免許年月日	2年 4月 1日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引主任者	氏名		氏名	Ⓢ
	登録番号		登録番号	知事第 号
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社コスモ 新座市新座3-4-41 048-480-3500	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	

※Ⓢは実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 53 -1

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---------------------------------------	---

支出年月日	5 年 7 月 7 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">30888</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		30888	
百万	千	円							
	30888								

使 途	<p>5年8月4日、5年9月7日 契約地を車場化(8.9.10月分) (11,000 + 440) × 0.9 = 10,296 + 振込手数料 10,296 × 3 = 30,888</p>
-----	---

領収書等貼付欄	<p>⑤ 鈴木正人 好光(株)東久土地</p> <p style="text-align: right;">埼玉県議会自由民主党議員団 政務活動費の 割合が 9割のため</p>
---------	--

別紙明細

1320 [振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

53 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。  埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	*****
取扱店	お取引日	時刻	
38841	05-08-04	14:20	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥11,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証	
円 円 円		円	

お振込明細またはご案内 電信
お受取人 トウキョウツツキン
ツキ
当座 0200261
ユ)ケイキュウト子様
登録番号 0001

ご依頼人 スズキマサト セイムカット`ウツ`ムツヨ様
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 300037

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。  埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	*****
取扱店	お取引日	時刻	
38841	05-07-07	09:19	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥11,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証	
円 円 円		円	

お振込明細またはご案内 電信
お受取人 トウキョウツツキン
ツキ
当座 0200261
ユ)ケイキュウト子様
登録番号 0001

ご依頼人 スズキマサト セイムカット`ウツ`ムツヨ様
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 400010

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。  埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	*****
取扱店	お取引日	時刻	
38841	05-09-07	09:42	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥11,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証	
円 円 円		円	

お振込明細またはご案内 電信
お受取人 トウキョウツツキン
ツキ
当座 0200261
ユ)ケイキュウト子様
登録番号 0001

ご依頼人 スズキマサト セイムカット`ウツ`ムツヨ様
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 300013

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

駐 車 場 契 約 書

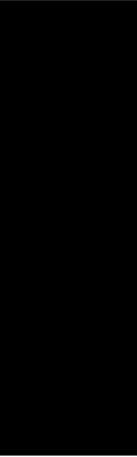
特約条項

所在地 富士見市水谷東 2-3248-1

名称 富士見市水谷東 2-3248-1 前 駐車場

番号 [Redacted]
賃料 1ヶ月 金 10,000 円也 (別途消費税)
敷金 金 円也 (無利息の約定)

振込先



上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上1通を所持する。

第1条 賃貸借の期間は令和5年5月16日より令和6年5月15日まで1年とする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲指定の口座に振込むこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告もせずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場合以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規制に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なざざること。

第7条 乙の車に場合で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

第10条 乙は賃借している場所であっても、車両以外の物一切を置いてはならないものとする。

令和 5 年 5 月 15 日

貸主 (甲) 住 所 埼玉県富士見市水谷東 3-33-14

氏 名 株式会社 恵久土地
取締役 市川 理恵子

電 話



借主 (乙) 住 所 埼玉県志木市中宗岡 1-1-2

氏 名 鈴木 正人
電 話 048-476-7525

仲介人

取引主任者 氏 名 登録番号

整理番号 64-1

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	9 年 7 月 7 日 54年8月4日、54年9月7日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px;">148</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px;">50</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円		148	50
百万	千	円							
	148	50							

使 途	5,500 × 0.9 = 4,950 廃棄物処理代 (6.7.8月分) 4,950 × 3 = 14,850
-----	---

領収書等貼付欄 ⑤鈴木正人 埼玉県議会自由民主党議員団

政務活動費の割合が「9割」のため
支払先 大村商事

05-07-07V.送金	*5,500	ATM オムライオウシ	
05-08-04V.送金	*5,500	ATM オムライオウシ	
05-09-07V.送金	*5,500	ATM オムライオウシ	

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

うな記載)

整理番号

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text" value="5"/> 年 <input type="text" value="7"/> 月 <input type="text" value="10"/> 日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="text" value="6"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text" value="3"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text" value="396"/></td> </tr> </table>	百万	千	円	<input type="text" value="6"/>	<input type="text" value="3"/>	<input type="text" value="396"/>
百万	千	円							
<input type="text" value="6"/>	<input type="text" value="3"/>	<input type="text" value="396"/>							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所家賃(8月分)</p> <p><送金料を含む></p>	<p>$70,440 \times 0.9 = 63,396$</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	---	---

領収書等貼付欄 $70,000 + 440 = 70,440$

③ 事務所家賃(8月分)

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
05-07-10	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	***	
取扱番号	お取引金額	
N026	*70,000	
	残高	
	*	
<p>送金料金 *440円</p> <p>振込予定日 05-07-10</p> <p>タケウチ マサフミ</p>		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額70,000円とする。甲は、借用月の前月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。ただし、令和5年4月分については、同月末日までに支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

令和5年4月1日

(甲) 埼玉県入間郡越生町上谷450番地
武内 政文 

(乙) 

整理番号 36

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>2023年07月14日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">135000</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	--------------------	------------	--

<p>使 途</p>	<p>家賃 8.9-10月分</p>
------------	------------------------

領収書等貼付欄 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

$150000 \times \frac{9}{10} = 135000$

領 収 証

諸 井 様 2023年7月14日

★ 7 150,000 -

但 家賃 8.9.10月分
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 _____

消費税額等(%) _____

コクヨ ウケ-1048

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何にも又田さいにいにかかるといふような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

諸井 真英

1. 物件の表示

令和4年5月2日 令和4年5月2日
下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条の規定に基づき、次のとおり説明します。
この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。
(免許番号) 埼玉県知事 羽生市中央5丁目3番32号
(主たる事務所) 江森不動産 江森 康記
(13) 第6528号 (商号) 江森 康記
(免許年月日) 令和3年10月31日 (代表者) 江森 康記
(説明をする宅地建物取引士)

Table with 2 columns: 物件名称, 所在地. 物件名称: 山口店舗. 所在地: 羽生市南7丁目18-10.

Table with 2 columns: 条件・設備, 内容. 条件・設備: 軽量鉄骨スレート葺2階建. 内容: 水道: 羽生市 561-0969, 電気: 東京電力, ガス: プロパン, ガス業者: 田口商店, 排水: 本下水, 台所: 無, トイレ: 水洗, 風呂: 無, 冷暖房: 無, その他の設備: その他.

3. 登記簿に記載された事項
所有者名義人: 貸主と同じ
甲区: 所有権のみ
乙区: 無

4. 賃料・共益費等の支払時期及び方法
原則として、毎月末日までに翌月分を指定された口座にお振込み下さい。
(振込手数料は借主負担)

Table with 2 columns: 契約期間及び更新に関する事項, 内容. 契約期間(更新)可: 令和4年6月1日から令和7年5月31日までの3年間. 更新に関する事項: 無. 敷金補填: 敷金の預託がある場合、賃料が増額した場合に差額を補填することになり、ただし減額した場合は差額を返金することはありません。

6. 敷金の清算に関する事項
1) 借主は敷金をもって賃料その他本質貸借契約に基づく借主の債務の弁済に充当することを主張することはできない。
2) 本物件の明け渡しの際には、原状回復を要する場合は、甲は預り敷金を修繕費に充当することができる。

7. 登記簿に記載された事項
所有者名義人: 貸主と同じ
甲区: 所有権のみ
乙区: 無

8. 短期貸借保証制度の廃止に伴う説明
上記乙区が有の場合、その抵当権が実行され競売になり、買受人から明渡しを求められたときには、6ヵ月以内に明渡さなければならないこととなります。この場合、貸主に預けた敷金(保証金)についての精算は、買受人に求めることができず、(当初の貸主に求めることとなります)なお、買受人から新たな質貸借契約の締結と敷金の預託を求められる場合があります。

10. 供託所等に関する説明

Table with 2 columns: 宅地建物取引業保証協会の名称・所在地, 所属地方本部の名称・所在地. (社)全国宅地建物取引業保証協会 (社)全国宅地建物取引業保証協会埼玉地方本部 東京都千代田区岩本町2-6-3 埼玉県さいたま市東高砂町6-1-5

1.1. 損害賠償の予定等に関する事項

別紙契約書とあり

1.2. 契約解除に関する事項

別紙契約書とあり

1.8. 石綿使用調査の内容

石綿使用調査結果記録の有無: 無

1.4. 耐震診断の内容

耐震診断の有無: 無 昭和56年6月1日以降の建築は該当しません。

1.5. 土砂災害警戒区域に関する事項

当該物件は土砂災害警戒区域外です。

1.6. 造成宅地防災区域に関する事項

当該物件は造成宅地防災区域外です。

1.7. 連帯保証人の債務の担保

金300,000円(賃料の6ヵ月分とすると)

1.8. 水防法施行規則の規定により市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)における当該建物の所在地

Table with 2 columns: 水害ハザードマップの有無, 図面名称. 水害ハザードマップの有無: 無. 図面名称: 羽生市洪水ハザードマップ (照会先: 羽生市地域振興課048-561-1121), 雨水出水(内水)の有無: 有. 図面名称: 羽生市洪水ハザードマップ (照会先: 羽生市地域振興課048-561-1121), 高潮の有無: 有. 図面名称: (照会先:)

4. 供託所等に関する説明

Table with 2 columns: 宅地建物取引業保証協会の名称・所在地, 所属地方本部の名称・所在地. (社)全国宅地建物取引業保証協会 (社)全国宅地建物取引業保証協会埼玉地方本部 東京都千代田区岩本町2-6-3 埼玉県さいたま市東高砂町6-1-5

上記物件の説明を受けました。

平成19年5月17日付け店舗貸借契約(以下「原契約」という)につき、本更新契約は、貸借期間の変更の他、原契約に何ら変更はありません。

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日	支出額 百万 千 円 ￥ 1,575,000
----------------------------	------------------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途

事務所賃料 7,5000 × 3ヶ月 = 225,000円 (7月、8月、9月分)

取扱価額に使用する割合が 1/10 以上にあるため 225,000 × 0.7 = 157,500

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

しんぎんキャッシュサービス
お取扱明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番
05 07 15	12510455-0009
カード発行金融機関・店番・口座番号	
1251- [] - [] * * * * * []	
お取引金種	
お取引内容	お引出
お取引金額	お取引金額
手数料	¥660 通帳員
時刻	08:53
説明コード	お取引後残高
	¥225,000*

[振込手数料]

※領収書
※領収書(別)

お受取人

ご依頼人

ウメサワ ヨシカス様

印紙税申告納
税務署承認済

川口信用金庫

C-10-1

使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



普通預金(兼お借入明細)

うめざわ佳一

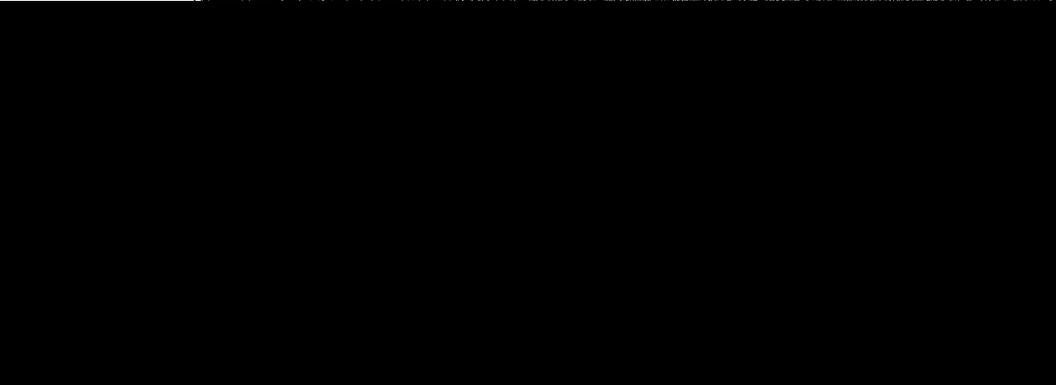
5

*差引残高欄に(-)印があるものは貸越残高です。

摘 要	お支払金額	お預り金額	差 引 残 高
-----	-------	-------	---------



摘 要	お支払金額	お預り金額	差 引 残 高
-----	-------	-------	---------

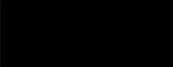


D 5- 7-15	ATM振込	225,000	
-----------	-------	---------	--

1. 証券類をご入金の場合は摘要欄に記号(他券、振込)と日付を印字します。
払戻しのできる日は、上記日付の午後となります。
2. 摘要欄に[*AD*]、[*CD*]等の[* *]のついた取引については再記帳いたします。

5

建物賃借契約書

賃貸人  (以下「甲」という)、賃借人 梅沢佳一(以下「乙」という)は、次のとおり、建物賃借契約を締結する。

第一条 (賃借物件) 甲は乙に次の物件 (以下「本物件」という) を賃借する

建物の表示 ; 名 称 うめざわ事務所

所在地 久喜市栗橋中央 2 - 9 - 1 4

構 造 木造平屋建て

床面積 1 8 m²

第二条 (賃借期間) 賃借期間の定めは、次のとおりとする。

期 間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

第三条 (賃料等) 賃料は次のとおりとする。

賃 料 1 か月 金 7 5,0 0 0 円

以上のとおり契約が成立したので、本契約書 2 通を作成し、各自押印の上、各 1 通を保有するものとする。

賃貸人 (甲)



賃借人 (乙) 久喜市栗橋東 2 - 5 - 8

梅沢佳一



整理番号			6	5
------	--	--	---	---

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td></td><td>5</td><td>年</td> <td></td><td>7</td><td>月</td> <td></td><td>1</td><td>8</td><td>日</td> </tr> </table>		5	年		7	月		1	8	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td><td></td><td>千</td><td></td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>3</td><td>4</td><td>4</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>2</td><td>5</td> </tr> </table>	百万		千		円			3	4	4				2	5
	5	年		7	月		1	8	日																			
百万		千		円																								
		3	4	4																								
			2	5																								

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	家賃更新料・手数料 「事務所」 $38,250 \times 0.90 = 34,425.0$
-----	--

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

- ③ 家賃更新料・手数料
- ⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	
取扱店	お取引日	時刻	
56506	05-07-18	11:26	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥38,250	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	
¥			
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		硬貨	認証
円 角 千 円			

※ 領収書は、重ねて貼付しな
※ 領収書を貼るスペースが
(別紙にも整理番号(枝番))

お振込明細またはご案内

埼玉りそな銀行
行田支店
普通 4127884
ヒ・タツハウスキ ヨウタ チウオウテン(様
登録番号 0001
カキヌマタカツセイムカット ウツ ムツヨ様

お受取人
ご依頼人

電話番号 []
取扱番号 180001

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がな
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

契約金請求書<更新>

柿沼 貴志 様

作成日

令和5年7月11日

物件名等	野間貸店舗 東				契約満了日	R5.	6.	24.
所 在	行田市忍2-17-12				支払期限	R5.	7.	31.
賃 料	30,000 円	内消費税額 (店舗の場合)						
駐車場	0 円			0円				
追加P	0 円	礼金	1 ヶ月	(初回契約時)				
共益費	0 円	敷金	3 ヶ月	(据置)				
月額合計	30,000 円							

契約金ご請求額	38,250 円
---------	----------

内容	数量	単価	金額	
更新料	1	30,000	30,000	
更新事務手数料	1/4+税	30,000	8,250	
家財保険	1	0	0	契約期間と同
合計			38,250	

以上のとおり、ご請求申し上げます。下記口座へお振込頂くか、現金をご持参下さい。

備考

- ・
- ・ 連帯保証人様の印鑑証明1通をご提出下さい

〒361-0077

行田市忍2丁目18番32号
ピタットハウス行田中央店

株式会社TLC

TEL 048(553)3030

FAX 048(553)1795

担当 XXXXXXXXXX

お振込先 埼玉りそな銀行 行田支店 普通 4127884
ピタットハウス行田中央店 榊TLC

年 月 日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10	05-07-18 送金	更新料 *38,250	ATM ヒョウツノウス	
11				
12				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
2				
2				
2				
2				
2				
2				

○他行支店からの小切手等で入金の場合は、精算期にお支払しかできる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 【項目名】 お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

整理番号			51
------	--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

ちようふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	---

支出年月日	5年 7月 19日	支出額	百万 千 円 4356
-------	-----------	-----	----------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	6月分事業ゴミ処理代	政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $4,400 \times 0.9 = 3,960$ $440 \times 0.9 = 396$
-----	------------	---

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
57248	05-07-19	11:35	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥4,400	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	
お振込明細またはご案内			
お受取人	カメアリツツキノ ミサト 普通 0178856 1) ネットセイソウ様 登録番号 0002 アイサワケイイチロウ セイムカットウツ様		
ご依頼人	電話番号	取扱番号	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
		400065	

埼玉県議会自由民主党議員団

別紙明細

¥440 (振込手数料)

ないこと。
が足りない場合は、別紙を使用すること。
(番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 51 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

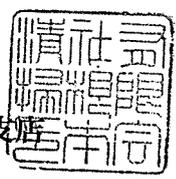
逢澤 圭一郎 事務所 様

請 求 書 No. _____
 (発行日 5 年 7 月 4 日)

有限会社 **根 本 清 掃**

〒341-0044
 埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256
 TEL : 048-955-2466
 FAX : 048-956-6197

振込口座 亀有信用金庫三郷支店
 普通口座 0178856



PAGE 1

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。(5 年 6 月 30 日締切分)

前回御請求額	御入金額	調整額	差引繰越金額	税抜御買上額	消費税額等	今回御請求額
0	0	0	0	4,000	400	4,400

年月日	伝票 No.	商 品 名	数量	単位	単 価	金 額
5 6 30	330	ゴミ処理代基本料6月分		1台	4,000	4,000
		《逢澤 圭一郎 事務所 様 》			<御買上額:	4,000
		【計】				
		外税額 (外税対象額: 4,000)				4,000
		【御買上額合計】				400
		内消費税額等 (課税対象額: 4,000)				4,400
		【御入金額合計】				(400
						0
		総御買上額 (税抜)				4,000
		値引・返品 (税抜)				0
		純御買上額 (税抜)				4,000

領 収 証

逢澤圭一郎事務所 様 2023 年 7 月 19 日 NO. _____

¥ 4,400 -

但し6月分事業代 上記の金額正に領収いたしました

内消費税 ¥400-

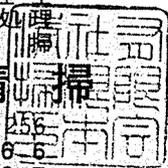
現金 _____

小切手 _____

屎尿浄化槽維持管理士
 三郷市指定一般廃棄物処理
 屎尿浄化槽清掃

有限会社 **根 本 清 掃**

埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256
 TEL (048) 955-2466
 FAX (048) 956-6197



収 入
 印 紙

係

● J104953

整理番号			2	1
------	--	--	---	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	--

支出年月日	<table border="1"> <tr><td>5</td></tr> </table> 年 <table border="1"> <tr><td>7</td></tr> </table> 月 <table border="1"> <tr><td>1</td><td>9</td></tr> </table> 日	5	7	1	9	支出額	<table border="1"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>6</td> <td>2000</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円	1	6	2000
5													
7													
1	9												
百万	千	円											
1	6	2000											

使 途	事務所家賃 180000 × 0.9
-----	---------------------------

領収書等貼付欄

領 収 証 小川真一郎 様 No. _____

★ 120000 -

内 訳	但書第7条9号分
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額等(%)	

5年7月17日 上記正に領収いたしました



※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

店舗賃貸借契約書

物件 の 表示	所在地	大里郡寄居町大字桜沢2235番地		
	名称	坂の下ソシア	号室	105号室
	構造・面積	鉄骨造3階建 1階 約49.50㎡	間取	

賃貸借 条件	賃料	壹ヶ月 60,000円	駐車場	有
	敷金	ヶ月 , 円 (無利息)	更新料	新賃料の1か月分
	礼金	ヶ月 , 円	備考	更新手数料
	火災保険	, 円 (2年間掛け捨て)		賃料の2分の1か月分+消費税
契約期間	令和 4年 4月 1日～令和 6年 3月31日までの 2年間			
賃料等の振込先 ※振り込み手数料は借主負担とする。翌月分を下記口座に毎月末日迄に入金する事。				
振込先 貸主宅へ持参すること		普・当 No.	口座名義人	

上記物件を賃貸人甲 [] と賃借人乙小川 真一郎との間で下記条項により賃貸借契約を締結する。

(賃貸借の目的)

第1条 甲は上記の物件を事務所の目的を持って乙に賃貸し乙はこれを賃借することを約束した。
乙は甲の書面による承諾を得ないで使用目的の変更をしてはならない。

(賃借の期間)

第2条 賃貸借期間は上記に記載する通りとする。但し当事者協議の上、賃貸借期間を更新することが出来る。本契約が更新される場合には乙は甲に上記記載の更新料を支払わなければならない。

(賃借料等)

第3条 本物件の賃料の支払いは賃借料の増加の必要が生じた時は甲乙協議の上、増加できるものとする。

(禁止事項)

第4条 甲の承諾なしに本物件の賃借権の譲渡、転貸し及び第三者に使用させる行為、及び本物件を改築、又は増築もしくは改造をしてはならない。看板等、造作を行う場合は賃貸人の承諾を得る事。
2 乙は本物件において衛生上有害となる行為、火災等危険を引き起こす行為、又は近隣の迷惑となる行為や、その他共有部分を占有したり物品を置く事、もしくは犬猫等を飼育してはならない。

(解除に基づく精算)

第5条 乙の都合により本契約を解除する場合は3ヶ月前に甲に書面で通知し、その期間満了と同時に乙は完全に建物を甲に明け渡し、立退料、損害賠償等その他一切の物質的請求はしない事とする。
2 甲は本物件の明渡しがあった時は遅滞なく敷金の全額を無利息にて乙に返還するものとする。但し本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払い、その他本契約から生じる乙の債務不履行が存在する場合には当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

(経費の負担)

第6条 電気・ガス・上下水道・衛生費・区費及び電話その他の専用設備にかかる使用料金は賃借料とは別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。
2 甲は本物件の使用並びに収益に必要な土台・柱・屋根等の修繕をなす義務を負う。この場合において、乙の故意、過失により必要となった修繕又は前記以外の修繕は乙の負担とする。

(使用上の注意義務)

第7条 乙は本物件を善良なる管理者の注意を持って管理使用する義務を負う。万一、乙又はその使用人及び関係者の故意・過失により損害を与えた場合はそのすべての損害を賠償しなければならない。

(違約解除)

第8条 乙が本契約の各条項に違反し賃借料を無断で2ヶ月以上滞納した時、又は無断で1ヶ月以上不在の時は、敷金保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即刻建物を明け渡すものとする。明け渡し出来ない時は建物内の遺留品は放棄されたものとし、甲は保証人又は取引業者立会いの上随意遺留品を売却処分の上債務に充当しても乙は意義なき事とする。

(紛争の解決)

第9条 本契約に紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意を持って道義的に解決するものとする。

(暴力行為等の排除)

第10条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は何等催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件を明け渡さなければならない。

- 1 本物件内共用部分その他本物件に近接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
- 2 本物件内、共用部分、等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又は掲示若しくは搬入したとき。
- 3 本物件内、共用部分その他本物件に近接する場所において暴行、傷害、脅迫、薬物乱用等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。

(特約事項)

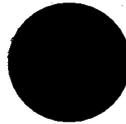
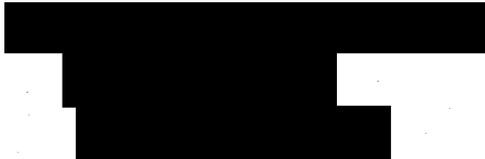
- 1 明け渡し時、借主負担にて入居時の状態に原状回復し、清掃してから明け渡す事。付随する設備のメンテナンス・清掃等は借主負担とする。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

令和 〆年 〆月 〆日

賃貸人・甲

住 所
氏 名
電 話 番 号



賃借人・乙

住 所
氏 名
電 話 番 号

深谷市長在家14
小川真一郎



連帯保証人・丙

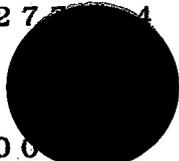
住 所
氏 名
電 話 番 号



仲介業者

所 在 地
商 号
代 表 者
免 許 番 号
取 引 主 任 士

大里郡寄居町大字桜沢27番地4
サンライト不動産
柴崎修
埼玉県知事(4)第200



整理番号			4	7
------	--	--	---	---

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 05年 07月 20日 </div> 8/21. 9/20							
支出額	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 百万 千 </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">2</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">6</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">7</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> </tr> </table> 円 </div> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 121,000×0.9) × 3ヶ月</p>		3	2	6	7	0	0
	3	2	6	7	0	0		
使途	事務所賃借料(8, 9, 10月分)							
支出先	[REDACTED]							

<p>上記のとおり支出しました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 20px;"> 支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団 </div>	
--	--

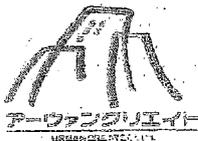
47-2

更新

賃貸借契約書

川口本町リハイム 102号

永瀬 秀樹 様



(有)アーヴァンクリエイト

川口市本町 4-5-32 フジタ川口マンション 103号

Phone048-227-0008 Fax048-227-0005

47-3

賃貸借契約証書

記

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と借主 永瀬 秀樹 (以下乙という) との間
で表記の賃貸借に関し、本目下記の通り契約を締結する。

第一条 (賃貸借物件)

- 1 甲は、次の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。
所在地 埼玉県川口市本町4丁目8-12
物件名 川口本町リハイム
号室 102号 面積 38.58平方メートル (11.67坪)
構造 鉄骨鉄筋コンクリート陸屋根造 12階建
- 2 前項賃貸部分の位置形状は現状の通りとする。

第二条 (使用目的の制限)

- 1 乙は賃借部分を事務所の目的のみ使用するものとする。

第三条 (賃貸借の期間)

- 1 賃貸借の期間は令和2年11月4日より令和5年11月3日までの3年間とする。
- 2 賃貸借期間の満了後、この契約を更新するときは、乙は甲に対して新賃料の1ヶ月分を支払うことにより更新できることとする。

第四条 (賃貸料)

- 1 賃貸料は月額 金110,000円也とする。(別途消費税等あり)
- 2 乙は甲から賃貸借物件の引渡しを受けた日から賃料を支払うものとする。
- 3 賃貸料は先払いとし、乙は毎月末までに翌月分の賃貸料を下記の振込先に振込んで支払わなければならない。
但し、契約の始期または終期において、賃貸借の日数が1ヶ月に満たない月については1ヶ月30日として日割計算によるものとする。

<振込先>	[REDACTED]
口座番号	N [REDACTED]
口座名義人	[REDACTED]

第五条 (賃貸料の改定)

- 1 前条に規定する賃料は一般諸物価の変動、近傍建物賃貸料及び経済情勢の変化、公租公課の増減、その他相当の事由があるときは甲乙協議の上、新賃貸料に改定することができる。

第六条 (敷金)

- 1 乙は敷金として金330,000円也を本契約と同時に甲に対して支払う。
- 2 敷金には利息をつけない。
- 3 乙は敷金をもって賃貸料の支払いに代えることはできない。但し、賃貸借物件に明渡しがあった場合において、賃貸料もしくは経費の不払い及び損害金があるときは、

甲は敷金からこれを控除することができる。

- 4 本賃貸借契約期間内の解約その他賃貸借の消滅によって賃貸物件の明け渡しがあった場合、甲は乙に対し敷金を返還するものとする。但し、不可抗力による契約の終了の場合は本契約第十六条の定めるところによる。

第七条 (引渡し前の契約解除)

- 1 乙が乙の事情により引渡し以前にこの契約を解除したときは、甲は敷金330,000円の内金165,000円を違約損害金として控除し残額を乙に返還するものとする。

第八条 (共同管理費)

- 1 乙は建物全体の管理に必要な経費として管理費 金 無 円 (消費税込み) を月賃貸料支払いと同時に支払う。但し、その負担額は関係の有無、利用の度合い等を勘案して変更することがあるものとする。

第九条 (光熱・水道・電話等の経費、並びに町内賦課金)

- 1 乙は次の経費を負担する。
 - (イ) 冷房・暖房・通風及び換気に関する経費
 - (ロ) 光熱関係の経費
 - (ハ) 電話関係の経費
 - (ニ) 給排水に関する経費
 - (ホ) 町内団体関係の経費

第十条 (その他の経費)

- 1 前2ヶ条の経費並びに甲乙、いずれの負担に属するか明らかでない経費については、甲乙協議の上その負担者又は分担の割合を決定する。

第十一条 (延滞損害金)

- 1 乙が賃貸料又は前3ヶ条により乙の負担すべき経費の未付を延滞した時は、甲はその額に対して100円につき日歩4分の割合による延滞損害金を加算して請求することができる。

第十二条 (造作)

- 1 乙は予め甲の書面による承諾を得た上、乙の費用負担において賃貸借物件内の造作、修繕及び内装の模様替え等を実施できるものとする。
- 2 乙の造作によって甲に請求される公租公課は、宛名意義の如何に関わらず乙の負担とする。

第十三条 (不動産取得税)

- 1 前条の造作に関わる部分に課せられる不動産取得税は乙の負担とする。

第十四条 (保管義務)

- 1 乙は賃貸借物件を、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 2 乙は乙もしくは乙の代理人、使用人、請負人、又は顧客の故意もしくは過失により甲に損害を与えたとき、その一切の損害を賠償しなければならない。但し不可抗力または賃貸借物件の当然の使用によるものについてはこの限りではない。
- 3 賃貸借物件につき、被害予防に必要と認められる処置をとるべき箇所が生じたとき

は、乙は速やかにこれを文書で甲に通知し甲はこれに応じなければならない。

第十五条 (免責事項)

- 1 甲は天災又は甲の責に帰する事のできない火災、盗難もしくは諸設備の故障などによる乙の損害については、その責を負わない。
- 2 乙が前条3に定めた通知を怠った場合には、甲はこれらの諸原因による損害についてその責を負わない。

第十六条 (不可抗力による契約の終了)

- 1 天災、地変または事変その他甲の責に帰する事の出来ない事由により本契約の存続が不可能となったときは、本契約は当然に終了するものとし、甲は乙に対して速やかに敷金を返還するものとする。

第十七条 (解約の申し入れ)

- 1 甲又は乙がその都合により、賃貸借期間内にこの契約を解除しようとする場合は、甲は6ヶ月前までに、乙は3ヶ月前までに相手方にその予告をしなければならない。尚、乙は予告に代えて賃貸料の3ヶ月分相当額を相手方に払い込むことにより即時解約することができる。

第十八条 (解約条項)

- 1 乙が次の各号の一項にでも該当するときは、甲は何らの催告を要することなく直ちにこの契約を解約することができる。
 - (イ) 賃貸料の支払を一ヶ月以上怠った場合。
 - (ロ) 破産・会社更生法手続き開始等があった場合又は支払い停止・支払不能の状態になったとき。
 - (ハ) 主務官庁からその営業について取り消し又は停止の処分を受けたとき。
 - (ニ) 廃業又は解散したとき。
 - (ホ) 乙が甲の信用を落とし、又は秩序を害すると認められる行為をし、その他著しく不都合な行為があったとき。
 - (ヘ) 理由なく本賃貸借物件を閉鎖したとき。
 - (ト) その他この契約に違反したとき。但し(二)の場合において営業承継者から権利義務の承継の要求があった時は、甲が適当と認めた場合に限り、これを承継することができる。
 - (チ) 乙が本賃貸借権又は貸室に関する権利もしくは、貸室内物件につき差押さえ、仮差押さえ、仮処分、強制執行を受けた時。
 - (リ) 乙の故意又は過失により貸室を著しく毀損し、又は貸室内で火災を発生せしめた時。
- 2 前項に規定する解約の原因たる事実により、甲が損害を蒙ったときは、解約の有無に関わらず、乙は甲にこれを賠償しなければならない。

第十九条 (賃貸借物件の明け渡し)

- 1 この契約が終了したときは、乙は甲の定めた期間内に、自己の費用負担においてその所有物件を全部撤去し、また造作加工した箇所があれば、すべてこれを原状に復した上、甲の立ち会いのもとに賃貸借物件を明け渡すものとする。この場合、賃貸借

物件に著しく損害を与える恐れがあると認めるときは、甲の選択に従い乙はその全てを無償で甲の所有に帰属させるものとする。

- 2 前項の指定期間内に乙がその所有物件等を撤去しない時は、甲は乙の負担のもとにこれを撤去することができる。当該費用の支払いを催告してもなお乙が応じなかったときは、甲は敷金よりこれを控除充当し収去物件を処分できるものとする。
- 3 乙は明け渡しに際し、甲に対し移転料・造作買取り・立ち退き料その他何らの請求をしてはならない。

第二十条 (連帯保証)

- 1 末記保証人は、この契約により乙が負担する債務につき極度額を限度として連帯保証をする。保証人極度額は2,640,000円(賃料等の24か月分)とする。
- 2 乙の代表者に変更があったときは、甲は乙に対し、末記保証人にかえて新代表者個人を連帯保証人とすることを要求することができる。
- 3 保証人が差押え、仮差押え、仮処分、破産の申し立て、又は刑事訴追を受け等、その他保証人として不適当な事由が生じた時は、甲は乙に対し新たに適当な保証人を立てることを要求することができる。
- 4 前2項の事由が生じた時は、乙は甲に対し直ちにこれを通知しかつ遅延なく甲の要求する保証人を立てなければならない。

第二十一条 (禁止事項)

- 1 乙は次の行為をしてはならない。
 - (イ) 敷金返還請求権の譲渡、質入その他の処分行為。
 - (ロ) 賃貸借物件の用途変更
 - (ハ) 賃借件、営業権の譲渡、転貸、質入その他一切の処分行為。
 - (ニ) 賃貸借物件内の乙所有の物件を第三者に担保として提供する事。
 - (ホ) 名義の如何を問わず、賃貸借物件の一部又は全部を他人に使用させ管理させる事。
 - (ヘ) 営業に関し、乙名義以外の者の名義を表示し、又は公告する事。
 - (ト) 建物の維持保全を害する恐れのある重量物、危険物の搬入及び他の賃借人又は第三者に迷惑を及ぼす行為。
- 2 上記内容に該当する場合には即時解約並びに損害賠償請求が出来る。

第二十二条 (組織の変更)

- 1 乙が会社組織を変更し、又は個人経営に切り換える時、或いは個人経営を会社組織に切り換える時は、甲の承認を受け、新代表者においてあらためて甲と契約を締結しなければならない。

第二十三条 (立入権)

- 1 甲は検査その他必要がある場合には、あらかじめその旨を乙に通知して賃貸借物件物件に立入ることができる。この場合甲は乙の営業妨害にならないよう留意しなければならない。但し、賃貸借物件の防火、防水、防犯など緊急の必要がある場合はこの限りではない。

第二十四条 (裁判管轄)

47-7

- 1 この契約に関する訴訟については、さいたま市地方裁判所の管轄に服することを合意する。

第二十五条 (特約事項)

- 1、内装・設備等は現状渡しとし、機能・能力等の保証はしないものとする。
- 2、契約期間満了後、新賃料の0.5ヶ月分の更新事務手数料を支払うことにより更新することができる。
- 3、看板のデザイン、形状、設置位置(立て看板等)は甲の許可を得るものとする。
- 4、川口本町リハイム管理規約、及び川口本町リハイム理事会の指示を遵守すること。

47-8

令和 2年 11月 4日

貸主 氏名 _____ 印
 住所 _____
 電話 _____

貸主 氏名 _____ ●
 住所 _____
 電話 _____

借主 氏名 永瀬 香樹 ●
 住所 埼玉県川口市本町1-6-10
 電話 _____

連帯保証人氏名 _____ ●
 住所 _____
 電話 _____

仲介業者 有限会社 アーヴァンクリエイト ●
 住所 〒332-0012 埼玉県川口市本町4-5
 フジタ川口マンション
 代表者 代表取締役 和久井 誠
 電話 048-227-0008
 免許 埼玉県知事(2)第22120号
 取引士 _____ ●
 和久井 誠 ●

整理番号			48
------	--	--	----

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 5年 7月 20日 </div> 8/21. 9/20				
支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9400</td> </tr> </table> 円	百万	千	5	9400
百万	千				
5	9400				
使 途	事務所駐車場代 (8. 9. 10月分)				
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>				

※ 政務活動費を充当した金額を記載

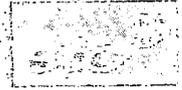
政務活動に使用する割合が9/10以上であるため
 (按分した場合の積算方法 (22,000 × 0.9) × 3ヶ月)

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



48-2



賃貸借契約書

川口1丁目パーキング No. 

永瀬 秀樹 殿

トータルホーム 赤羽店

48-3

自動車保管場所賃貸借契約書 (月極め)

賃貸人 [redacted] を甲とし、賃借人 永瀬 秀樹 を乙として
次の条項により自動車保管場所として一時使用のための賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、次に表示の自動車保管場所を乙に賃貸し、乙は、その所有する自動車
の駐車のため一時使用する。

所在地 川口市川口1-4-6地内
名称 川口1丁目パーキング
駐車区画 No [redacted]
ナンバー

第2条 賃貸借期間は、初日から起算とし、2019年5月1日から
2020年4月末日までの1年間とする。

第3条 賃料は1台当たり月額21,600円(税込)とし、毎月末日までに
翌月分を下記口座へ振り込みするものとする。(本体価格:月額20,000円)
※消費税に変動があった場合は税率に応じ自動的に改定する。

[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]

- 乙は本契約締結のときに、敷金として賃料の1ヵ月分を無利息で預託するものとする。なお本契約を解除し、乙が債務なく明け渡した時、甲は、敷金全額を返却するものとする。
- 乙が、万一1ヵ月分たりとも滞納した場合は、敷金の有無に拘わらず、甲は何等の催告を要せず本契約を解除し、乙は、即時無条件にて明け渡すものとする。
- この契約による賃料は、その時の経済情勢の変動、付近の駐車賃料の高騰及びその他の事情を考慮して改定することができる。

- 第4条 車は契約の場所に駐車し、車以外の物品を置かないこと。また、通路は常時充分空けておき他車の出入りを妨げてはならない。
- 第5条 乙は、甲に無断で契約車以外の車を置いてはならない。また、賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されているものの持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となる行為を一切してはならない。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生あるいは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は、乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は、速やかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲は、公共事業施行や甲の事業計画等により本契約第2条の更新を拒絶する場合は、3ヵ月前までに乙に通知し、その期間満了と同時に本契約は終了し、乙は無条件にて明け渡し、いかなる請求もしないものとする。
- 第10条
- 1、乙が、駐車場所を明け渡すときは、1ヵ月前までに甲に通知しなければならない。この場合、乙は、無条件にて明け渡すものとし、契約解約月まで賃料を支払うものとする。
 - 2、乙は、新規契約後3ヶ月以内を解約日とする解約申し出は出来ないものとする。
万が一、新規契約後3ヶ月以内を解約日とする解約を申し出る場合は、月額駐車料金1ヶ月分に消費税相当額を加算した違約金を申し受け致します。

48-5

第11条 乙は、その住所、氏名（法人の場合は名称）、その他所定の事項に変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

第12条

1、乙が、自動車保管場所使用承諾証明書の交付を求める場合は、所定の事項を記載のうえ甲の承諾を求める。又新登録の場合は、納車後速やかに自動車登録番号を甲へ報告する。

2、乙は、本駐車場において車庫証明を取得した場合、契約期間にかかわらず、自動車保管場所使用承諾書の発行日の属する月の翌月から起算して3ヶ月以内を解約日とする解約申し出は出来ないものとする。

第13条 この契約に定めた事項に違反した場合は、甲は、催告をしないで直ちにこの契約を解除することができる。

特約事項 契約更新時には、更新事務手数料として新賃料の50%を申し受け致します。

以下余白

48-6

上記契約の証しとして、本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持する。

平成 31年 4月 25日

甲



甲代理人

所在地 東京都北区赤羽1-10-4 マスカタビル3階
名称 株式会社 トータルホーム
電話 03 (3598) 9234



乙

住所 埼玉県川口市本町1-6-10
氏名 永瀬 春樹
電話 (048) 223-6050



勤務先

所在地
会社名
電話

その他緊急連絡先



48-7

2019年8月8日

埼玉県川口市川口1丁目4-6地内
川口1丁目パーキング ご契約者様各位

消費税率変更に伴うご利用条件変更のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は弊社管理月極駐車場をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり2019年10月1日より消費税率が変わります。これに伴い、皆様にご利用いただいております駐車場のご利用条件につきましても下記のとおり変更となりますので、ご案内申し上げます。

敬具

1. ご利用条件の変更

今般の、消費税率変更分を現行のご利用条件に加算させていただきます。

(※賃貸借契約書 第3条参照)

2. 変更後ご利用条件

項目		現行ご利用条件	変更後ご利用条件
月額料金	本体額	20,000円	20,000円
	消費税額	1,600円	2,000円
	合計額	21,600円	22,000円

3. 本件ご案内に関するお問い合わせ先

〒115-0045

東京都北区赤羽1丁目10-4 マスカタビル3階

株式会社トータルホーム 赤羽店

TEL 03-3598-9233

※お問い合わせの際は

「駐車場名・駐車区画番号・お客様のお名前(名称)」をお申し出ください。

以上

48-8

賃借借契約更新書

物件	川口1丁目パーキング	駐車区画	
所在地	埼玉県川口市川口1丁目4-6地内		
契約者	永瀬 秀樹		

上記物件につき既に締結済みの契約を、下記条項を変更の上継続することに合意する。

旧 契 約 内 容		新 契 約 内 容	
旧契約期間	新契約期間		
2022年5月1日	2023年5月1日	から	から
2023年4月30日	2024年4月30日	まで	まで
月 額	22,000 円	月 額	22,000 円
内訳	家賃	20,000 円	内訳
消費税	2,000 円	共益費	2,000 円
合計	22,000 円	合計	22,000 円
【追記事項】			

注意事項 今回締結以外の条項につきましては、今までの契約書及び旧更新書がそのまま適用されますので、破棄せずに当更新書と共に保存してください。

2023年4月11日

貸主	住所	埼玉県川口市金山町17-12千葉ビル1階 (有限会社千葉 代理人)	
	氏名	株式会社 トータルホーム 代表取締役 田中利明	印
借主	住所	埼玉県川口市本町1-6-10	
	氏名	永瀬 秀樹	
	電話番号	048-223-6050	
緊急連絡先	住所		
	氏名		
	電話番号		
媒介業者	東京都北区赤羽1-10-4マスカタビル3F 株式会社トータルホーム赤羽店 国土交通大臣(4)第7200号 田中 利明		

整理番号 0025

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	0 5 年 0 7 月 2 0 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left; font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">135</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">099</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	4	135	099
百万	千	円							
4	135	099							

使 途	<p style="font-size: large;">政務活動事務所家賃 8月分</p> <p style="font-size: large;">税込手数料 110円</p>
-----	--

領収書等貼付欄

$$150110 \times 0.9 = 135099$$

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

政務活動に使用好割合が 9/10のため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

0025-2
振込受付完了

以下の内容で振込を受け付けました。

印刷

振込日	2023/07/20
振込依頼人名	スガ アキオ
金融機関	埼玉りそな銀行
支店 / 出張所	霞ヶ関支店
預金種目	普通
口座番号	0262233
お受取人名	カ) シュウタク
振込金額	150,000 円
手数料	110 円
キャッシュバック金額	0 円
出金金額合計	150,110 円

これは領収書ではありませんので、ご注意ください。

[閉じる](#)

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	大丸屋		
所在地(住居表示)	埼玉県川越市連雀町14-5		
構造・規模	土・木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 他増築		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	約38 m ²	

(2) 使用目的

事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月12日 から	3 年 月間
終期	2026年7月11日 まで	
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。		

(4) 賃料等

賃料	月額 150,000 円	(内消費税等 円 ・ 税率 %)
共益費(管理費)	月額 0 円	(内消費税等 0 円 ・ 税率 0 %)
保証金(敷金)	0 円	賃料の ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引		
	円	円
礼金	0 円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 末 日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先金融機関名・支店名	口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名	株式会社秀拓	電話	049 (233) 1103
	住所	埼玉県川越市市場新町14-2		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

0025-4

(6) 連帯保証の極度額

極度額	1,500,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の	ヶ月分	・ <input type="checkbox"/>	円

特約条項

- ◆本契約は、転貸借契約です。別添の事項が追加条項となります。
- ◆貸室内エアコンは残置物扱いとするため、故障等の修繕及び交換において貸主は一切責を負わないものとします。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和5年6月24日

貸主 住所 埼玉県川越市市場新町14-2
 氏名 株式会社秀拓 代表取締役 米原恭淳 電話番号 049 (233) 1103

借主 住所 [Redacted]
 氏名 須賀 昭夫 電話番号 080 (2568) 7260

連帯保証人 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 1,500,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 貸主 ・ 代理
 免許証番号 埼玉県知事 (12) 第 9359 号
 事務所所在地 埼玉県川越市市場
 商号 株式会社 秀拓
 代表者等 米原 恭淳
 登録番号 [Redacted]
 宅地建物取引士 [Redacted]

取引態様 媒介 ・ 代理
 免許証番号 第 号
 事務所所在地
 商号
 代表者等
 登録番号 第 号
 宅地建物取引士

整理番号 90

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	5 年 7 月 21 日	支出額	百万 千 円 1 9 3 0 5 6
-------	--	-----	---

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途 事務所家賃(本所事務所) 8月~10月分

領収書等貼付欄 $(80,440 \times 3) \times 0.8 = 193,056$

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

小島信昭

摘 要	お支払金額	お預り金額
05-07-21 .送金	*80,000	ATM
05-07-21 .手数料	*440	

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38107	05-07-21	10:53
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人 [Redacted]

登録番号 [Redacted]

ご依頼人 コジマ ノブ アキ様

電話番号 048-758-1624 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

取扱番号 300026

*印紙税を納付しない場合は*印で済しております。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補

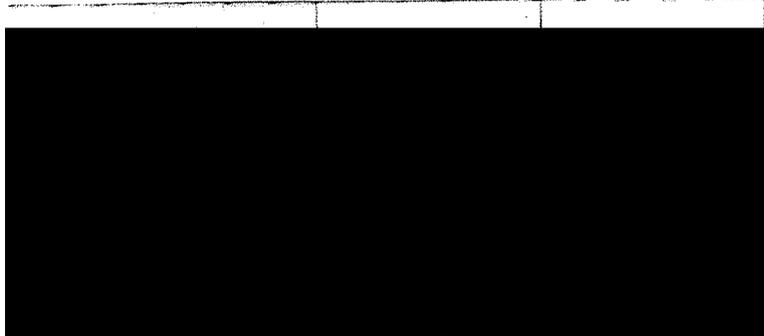
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 90 - 2

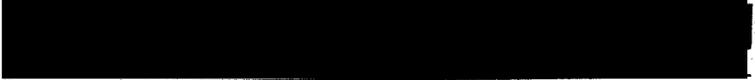
政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

小島信昭



05-08-23 .送金 *80,000 ATM
05-08-23 .手数料 *440



○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示し
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
【項目名】 お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38109	05-08-23	12:18
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証 (硬貨)

お振込明細またはご案内

お受取人
登録番号
コジマ ノブ アキ様

ご依頼人
電話番号 048-758-1624
取扱番号 400043

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

小島信昭

摘要	お支払金額	お預り金額
05-09-25 .送金	*80,000	ATM
05-09-25 .手数料	*440	

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
57103	05-09-25	09:03
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証 (硬貨)

お振込明細またはご案内

お受取人
登録番号
コジマ ノブ アキ様

ご依頼人
電話番号 048-758-1624
取扱番号 400005

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、が記名押印の上、各自1通を保有する。

貸主代理：(有)宝来屋不動産商会 R6年4月28日

甲・貸主	氏名	TEL
住所	TEL 048-790-1100	
乙・借主	氏名	TEL 048-758-1624
住所	TEL 048-758-1624	
連帯保証人	氏名	TEL 048-758-1624
住所	TEL 048-758-1624	

宅地建物取引業者	A	B
	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名 免許証番号 免許年月日 氏名 登録番号 業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名 免許証番号 免許年月日 氏名 登録番号 業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL
	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538 (有)宝来屋不動産商会 関根 正之 埼玉県知事 (13) 第5313号 平成29年8月23日 氏名 登録番号 (有)宝来屋不動産商会 さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	大臣()第 号 知事 平成 年 月 日 氏名 登録番号 () 第 号 業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL

※印は表印
 ※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。
 2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
 2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合
 3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。
 2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
 3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の範囲)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
 2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
 2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができる。
 3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じるこの債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならぬ。
 4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条 (B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
 2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができる。
 3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料のヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。
 4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じるこの債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならぬ。
 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならぬ。

整理番号 91

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 7 月 21 日 <small>110</small>	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">13</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">200</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		13	200
百万	千	円							
	13	200							

使 途 馬車場代(本所事務所) 8月~10月分

領収書等貼付欄 $(5,500 + 5,500 + 5,500) \times 0.8 =$
 政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

領 収 証 No. _____

小島信昭 様 5年 7月 21日

★ 5,500.-

但 195 8月分

上記正に領収いたしました

内 訳 _____

税抜金額 _____

消費税額等(%) _____

な記載)

整理番号

91-2

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領 収 証

No. _____

小島信昭 様

5年8月25日

★5,500-

但 R5 9月分

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コソヨ ワケ-1036

領 収 証

No. _____

小島信昭 様

5年9月25日

★5,500-

但 R5 10月分

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コソヨ ワケ-1036

平成31年 4月8日より 契約更新する

賃借人名札 設置区画 (1区画分)
(小島信昭様)

賃貸人

賃借人 小島信

(メーカー・車種) 三菱 eKクロス シルバー

(ナンバー)

駐車場賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] と、賃借人 小島 信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃貸借契約を締結した。

駐車場の表示

所在地 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8
区画 賃借人宛に接置区画内（[redacted] 区画）

第1条（駐車場の用途）

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー： スズキ 車種： エブリィワゴン ナンバー： [redacted]
指定区画内には、賃借人が指定した車種のみの駐車を行う。

第2条（賃料）

本件駐車場の賃料は月額金5,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条（敷金）

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条（契約期間）

1. 契約期間は、平成30年3月1日から平成31年3月31日までとする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

第5条（契約の更新）

1. 賃借人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条（賠償責務）

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条（免責）

賃借人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃借人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条（原状回復）

本契約の終了の後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃貸借成立当時の原状に復した上で、賃借人に明け渡すものとする。

第9条（解除）

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2カ月分以上怠ったとき
- ② 賃借人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃借人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条（信義則）

賃貸人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年 3月 / 日

賃貸人：住所

氏名

賃借人：住所 埼玉県さいたま市岩槻区掛子1

氏名 小島 信昭

整理番号 4 1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1 : 調査研究費 2 : グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費</p> <p>9 : 資料購入・作成 10 : 交通費</p>
-------------------------------------	--

支出年月日	 5 年 7 月 2 1 日 <small style="margin-left: 100px;">他</small>	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">百万</td> <td style="padding: 0 5px;">千</td> <td style="padding: 0 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">3</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">7</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">6</td> </tr> </table> <p><small>※政務活動費を充当した金額を記載</small></p>	百万	千	円					2	3		7	6
百万	千	円													
	2	3													
	7	6													

使 途	<p>7 ~ 9 月分ダスキン使用料 (事務所用)</p> <p>(按分の積算方法 2,970 円 × 8/10)</p>
-----	---

領 収 書 等 貼 付 欄

埼玉県議会自由民主党議員団

納品・領収書
XXXXXXXXXX No. 0000958598
 神尾 たかよし 様

ダスキン マルシン
 株式会社マルシン
〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19
 TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 5年 7月21日 次回は 月 日 曜日

担 当 XXXXXXXXXX

商 品 名	数 量	金 額	前回残	今回回収	今回残
FM-DF フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10%		990 内消費税 ***			

	印 紙 5万円以上 貼 付	領 収 額 990	前回未収額
--	---------------------	---------------------	-------

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法も余白に記載すること。

整理番号 4 1 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

納品・領収書
XXXXXXXXXX No. 0000961614
 神尾 たかよし 様

ダスキン マルシン
 株式会社マルシン
 〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19
 TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 5年 9月 8日 次回は 月 日 曜日

担当 XXXXXXXXXX

商 品 名	数 量	金 額	前回残	今回回収	今回残
FM-DF フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10%		990 内消費税 ***			

	印 紙 5万円以上 貼 付	領 収 額 990	前 回 未 収 額
--	---------------------	--------------	-----------

納品・領収書
XXXXXXXXXX No. 0000964491
 神尾 たかよし 様

ダスキン マルシン
 株式会社マルシン
 〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19
 TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 5年 9月 15日 次回は 月 日 曜日

担当 XXXXXXXXXX

商 品 名	数 量	金 額	前回残	今回回収	今回残
FM-DF フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10%		990 内消費税 ***			

	印 紙 5万円以上 貼 付	領 収 額 990	前 回 未 収 額
--	---------------------	--------------	-----------

整理番号			7	9
------	--	--	---	---

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td></td><td>5</td><td>年</td> <td></td><td>7</td><td>月</td> <td></td><td>2</td><td>4</td><td>日</td> </tr> </table>		5	年		7	月		2	4	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td><td></td><td>千</td><td></td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td>2</td><td>7</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>	百万		千		円		2	7	0	0
	5	年		7	月		2	4	日														
百万		千		円																			
	2	7	0	0																			

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所家賃(8月分)</p> <p style="text-align: right;">30,000 × 0.90 = 27,000.0</p>
-----	--

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
---------	---------------

- ③ 家賃(8月分)
- ⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号	
0017		**20000	
取扱店	お取引日	時刻	
56501	05-07-24	11:40	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥30,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	

※領収書は、重ねて貼付しない
※領収書を貼るスペースが不足
(別紙にも整理番号(枝番)を記載)

お振込明細またはご案内

登録番号 0002

カキマタカツセイムカツト ウツムツヨ様

電話番号 [REDACTED]

取扱番号 240001

印紙税申告納付済
内付式浦和
税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、別紙にも整理番号(枝番)を記載)、
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用賃貸借契約書(事務所) <更新> ②

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	野間貸店舗 1~2階 号室区画番号(.東)		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番12号		
		(登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 家屋番号 148番1		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・ 亜鉛メッキ鋼板葺 ・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(2)階建/全(2)戸		
	種 類	居宅	新築年月	年月不詳
	面 積	約117㎡ (登記面積 ㎡)		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年 6月24日 から 令和7年 6月23日まで (2 年間)
目的物件の引渡し時期 令和1年6月24日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	テナント 総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)
敷 金	据置90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板 掲出料	無料	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
礼 金	初回30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税
その他の条件		自治会費は借主負担。			
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	☑振 込				
	※振込手数料は借主負担となります				
	☐持 参	持 参 先			
☐口座引落	委託会社名				

整理番号			8	0
------	--	--	---	---

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td></td><td>5</td><td>年</td><td></td><td>7</td><td>月</td><td></td><td>2</td><td>4</td><td>日</td> </tr> </table>		5	年		7	月		2	4	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td><td></td><td>千</td><td></td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>9</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>	百万		千		円			9	0	0	0
	5	年		7	月		2	4	日															
百万		千		円																				
		9	0	0	0																			

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	駐車場代(8月分) $10,000 \times 0.90 = 9,000.0$
-----	---

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

- ③駐車場代(8月分)
- ⑤埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		**	
取扱店	お取引日	時刻	
56501	05-07-24	11:48	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥10,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(使 費)
円	千円	円	円

※領収書は、重ねて貼付し
※領収書を貼るスペースが
(別紙にも整理番号(枝)

お振込明細またはご案内

登録番号 0004

8 / 11 カキマタ タカツ様

電話番号 [REDACTED]

取扱番号 240001

印紙税申告納
浦和
税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載が
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] と借主 柿沼貴志は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃地借契約を締結した。

頭書 (1) 駐車場の表示

所在地 行田市忍2丁目 144番 1144番-12

頭書 (2) 使用目的

来客用駐車場

頭書 (3) 契約期間

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間

頭書 (4) 賃料

10,000円/2台 (支払い方法: 振込)

頭書 (5) 更新に関する事項

自動更新

[REDACTED]

[REDACTED]

貸主 署名

[REDACTED]



借主 署名

柿沼貴志



駐車場使用契約書

貸主 [] (以下「甲」という。) と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。) は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	行田市忍2丁目152番2	
	名称	忍2丁目駐車場	指定場所 []

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	スタッフ及び来客用	登録番号	

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年6月24日から 令和2年6月23日までの 1年間
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料 (駐車場使用料)	5,000円/1台
敷金	金 円

支払期限： 契約時一括支払い

支払方法	1. 口座振替	振込先金融機関名 []
	2. 振込	預金 [] 口座番号 [] 口座名義人 [] 振込手数料負担者：借主
	3. 持参	持参先：

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 []
	住所 []

管理業者	商号又は名称	
	所在地・TEL	
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号：国土交通大臣 () 第 () 号	
	全国賃貸不動産管理業協会会員番号： ※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士：登録番号 ()) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所 〒 -

(契約
第1条
物件
約」と

頭書(6) 更新に関する事項

自動更新

(契約
第2条
2 甲及

頭書(7) 特約事項

--

(賃料
第3条
2 甲及

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 1年 6月 日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL
	代表者名	
	住所	
乙・借主 (個人の場合)	氏名 柳沼貴志	TEL
	住所	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

一 土
二 土
三 近
3 1ヶ

(敷金
第4条
2 乙は
3 甲は
存在す
4 前項
ばなら

(禁止
第5条
てはな
2 乙は
3 乙は
一 駐
二 駐

宅地建物 取引業者	商号(名称) 株式会社 行田中央店	代表者 北川 直樹
	事務所所在地・TEL 埼玉県行田市忍2-18-32 048-553-3030	
	免許証番号 埼玉県知事(9)第11602号	
宅地建物取引 主任者	氏名	登録番号
	業務に従事する事務所	ピタットハウス行田中央店(株)TLC

(乙の
第6条

(契約
第7条
場合に
2 前項
において
3 乙は
4 本物
損害が

※印は実印

整理番号 94

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;">5年7月24日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;">百万 0 千 3 円 3</p>	<p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
---	--	-------------------------

<p>使 途</p> <p style="font-size: 1.2em;">ダスキンレンタル代 (7月~9月分)</p>	<p>領収書等貼付欄 $(2,377 + 1,507 + 2,377) \times \frac{1}{2} = 3,131$</p> <p style="text-align: right;">政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする</p> <p>2023年7月24日 ¥2,377</p>
--	--

お客さま名 XXXXXXXXXX 納品・請求書 兼 領収書 株式会社ダスキンサーヴ北関東 宮原支店

小島 信昭 様 ポイントカード 〒331-0812 さいたま市北区宮原四丁目6-75-2 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0399 No. 100328737400

発行日 2023年7月24日 日次回訪日 2023年8月21日 取引 現金

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品一回収訂正			備
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ベシックマットS・G BSG 4W	1	1	693	1	1	693				
ハンディモップF H-F 8W	1	1	870	1	1	870				
ニューダスキン小モップ N-SAC 4W	1	1	814	1	1	814				

<p>前回未収残</p>	<p>税抜金額 訂正後 税抜金額</p> <p>2,161</p>	<p>消費税 訂正後 消費税</p> <p>216</p>	<p>合計金額 訂正後 合計金額</p> <p>2,377</p>	<p>領収額 訂正後 領収額</p> <p>2,377</p>	<p>確認サイン</p>	<p>担当者名</p> <p style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</p>
--------------	---------------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------------	-------------------------------------	--------------	--

DUSKIN Duwet会員募集中!! 担当店コード XXXXXXXXXX

※発行日、金額が記載されていること。印記載がない場合は、空白に補記すること。
※按分した場合は、積算方法を空白に記載すること。

整理番号 94 - 2

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。
 2023年8月21日 ¥1,507

お客さま名 XXXXXXXXXX
 小島 信昭 様
 ポイントカード

納品・請求書
 兼 領収書

株式会社ダスキンサーズ北関東
 ダスキン宮原支店
 〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2
 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390

発行日 2023年 8月 21日 次回訪問日 2023年 9月 18日 取引 現金 No.100329713000

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品		金額	納品		金額	訂正	備考
				納品	回収		納品	回収			
ベーシックマットS・G	BSG	4W	1	1	693	1	1	693			
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	1	814	1	1	814			

印紙
 5万円以上
 貼付

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額
	1,370	137	1,507	1,507

確認サイン

担当者名
XXXXXXXXXX

JUSKIN DDuet会員募集中!! 担当店コード XXXXXXXXXX

342

2023年9月18日 ¥2,377

お客さま名 XXXXXXXXXX
 小島 信昭 様
 ポイントカード

納品・請求書
 兼 領収書

株式会社ダスキンサーズ北関東
 ダスキン宮原支店
 〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2
 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390

発行日 2023年 9月 18日 次回訪問日 2023年 10月 16日 取引 現金 No.100331974400

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品		金額	納品		金額	訂正	備考
				納品	回収		納品	回収			
ベーシックマットS・G	BSG	4W	1	1	693	1	1	693			
ハンディモップF	H-F	8W	1	1	870	1	1	870			
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	1	814	1	1	814			

印紙
 5万円以上
 貼付

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額
	2,161	216	2,377	2,377

消費税率 10%
 確認サイン

担当者名
XXXXXXXXXX

JUSKIN DDuet会員募集中!! 担当店コード XXXXXXXXXX

228

整理番号

		74
--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td></tr> </table> 年 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">7</td></tr> </table> 月 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">2</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td></tr> </table> 日	0	5	0	7	2	4	支出額	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">2</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">百万 千 円</p>				3	5	2
0	5														
0	7														
2	4														
			3	5	2										

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>8月分事務所賃借料の振込手数料</p> <p style="text-align: center;">440 × 0.8 = 352</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	--

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、(別紙にも整理番号(枝番)を付す)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38042	05-07-24	14:01	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		印紙税 認 証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人

登録番号 0003

サイタマケンキ"カイキ"イン ナカヤツキ リ様

電話番号 048-541-8110

取扱番号 400063

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 0205

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	0 5 年 0 7 月 2 5 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">0</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		5	4		0	0		0	0
百万	千	円													
	5	4													
	0	0													
	0	0													

使 途	<p style="font-size: large; font-family: cursive;">事務所賃料</p> <p style="font-size: large; font-family: cursive;">7月分</p>	<p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="font-size: large; font-family: cursive;">60000 × 0.9 = 54000</p>
-----	---	---

領収書等貼付欄

③事務所賃料

⑤

※領収書は
※領収書を
(別紙にも

キャッシュサービスご利用明細

ご利用ありがとうございました。

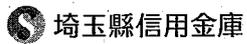
- お取引金額をお確かめください。
- お取引後残高欄の金額頭部に「-」印がある場合はお借入残高を表わします。

お取引日	取扱店番	機番	取扱番号
5-07-25	092	41	0610
金融機関コード	口座番号		
12500	****		
万円 5千円 2千円 1千円 500円 100円 50円 10円 5円 1円			
お取引内容	お取引金額		
お引き出し	¥60,000		
取扱時間	受付番号	お取引後残高	
17:30	0005		

ご案内またはお振込内容
振込手数料 ¥0 手数料 ¥0
埼玉縣信用金庫
小川支店
普通預金 6203661
1) ハシモトシムシヨ 様

ご依頼人 電話 0493-81-4896
ゴクホ ケンイチセイムカット ウシムシヨ 様

「さいしん」からのご案内
裏面をご覧ください



※領収書等には、①年月日、②金額、③後述の通り、④で記述されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

0205-1

建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	大塚ビル1階	
所在地(住居表示)	埼玉県比企郡小川町大字大塚21番地1	
構造・規模	鉄骨コンクリートブロック木造亜鉛メッキ鋼板葺3階建	
用途	事務所	
契約面積	1 階部分	28.80 m ² 約8.7坪

(2) 使用目的

職務活動事務所

D 総合事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	令和3年6月1日から	8年	月間
終期	令和6年5月31日まで		

貸主は、借主に対して8ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 9ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	50,000 円	(内消費税等	円・税率 10%)
共益費(管理費)	月額	10,000 円	(内消費税等	円・税率 10%)
保証金(敷金)		なし 円	賃料の	ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引		なし		
		円		円
礼金		円		
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月末日までに支払う。		
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>			
	振込先金融機関名・支店名		口座種別	
	口座番号		口座名義人・フリガナ	
	振込手数料負担者	借主	持参先	

(5) 貸主

貸主	氏名	有限会社 橋本事務所 取締役 橋本直樹	電話	0493 (72) 3392
	住所	東京都練馬区石神井町四丁目22番8号		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額

極度額	1,440,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 0.5 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/> 円
一、更新時、借主は更新料として新賃料の0.5ヶ月分と更新事務手数料として新賃料の0.5ヶ月分を支払う。	

特約条項

- 一、賃料に駐車場料金2台分を含む。
- 一、退去時原状回復義務を条件とするが、貸主・借主双方の合意により現状での明け渡しが可能とする。
- 一、水道メーターが共用の為、水道料金は共益費に含まれる事とする。
- 一、借主は買取請求権を放棄する事とする。
- 一、更新時、借主は事業用の火災保険に継続して加入する事を条件とする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 3 年 4 月 23 日

貸主 住所 〒177-0041 東京都練馬区石神井町四丁目22番8号

氏名 有限会社橋本事務所 取締役 橋本直樹 電話番号 0493 (72) 3392

借主 住所 〒 [REDACTED]

氏名 小久保 憲一 電話番号 [REDACTED]

連帯保証人 住所 〒 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]

極度額 1,440,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	<input checked="" type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理	取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号	埼玉県知事 (5) 第 17828 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	埼玉県比企郡小川町大字大塚	事務所所在地	
商号	東豊不動産 有限会社	商号	
代表者等	仲川 千鶴子	代表者等	
登録番号	[REDACTED] 号	登録番号	第 号
宅地建物取引士	[REDACTED]	宅地建物取引士	

整理番号				
------	--	--	--	--

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<u>5年7月25日、8月25日、9月25日</u>										
支出額	<p>月額7700円×3ヵ月=23,100円</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 23,100円×0.8=18,480円)</p>	百万	千			1	8	4	8	0	0
百万	千										
1	8										
4	8										
0	0										
使 途	<p>駐車場賃借料 <u>7月~9月</u> 支払い分</p>										
支 出 先	<p>(株)ABCハウジング</p>										

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団 印

駐車場使用契約書

<物件の表示>			
所在地	埼玉県ふじみ野市丸山 475		
名称	丸山第2駐車場	第	号
<メーカー車名>	トヨタ / ア		
<ナンバー>	[REDACTED]		
<賃料>	7,700 円	<保証金>	7,560 円

貸主 [REDACTED] (甲)

借主 渡辺 大 (乙)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

賃貸借の期間は令和5年7月1日より令和6年6月30日までとする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新する事もできる。

第1条 1ヶ月なりとも滞納した場合は、保証金の有無にかかわらず甲は何らの催促を要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡す物とする。

第2条 賃料の支払いは毎月25日までに翌月分を指定振込口座に振り込み支払う事（振り込み手数料は乙の負担とする）

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時十分空けて置き他者の出入りを妨げない事。

第4条 車両変更の場合は届け出る事。

第5条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第6条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約する事ができる。

第7条 駐車場内における全てのトラブルは甲は一切責任を負わない事とする

第8条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざる事。

第9条 乙の車に場内で他車による事故発生、或いは天災地変等による損害並びに火災盗難、いたずらが発生しても、甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第10条 第三者が無断で駐車した場合、甲はその責めに負わない

第11条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

125-3

- 第12条 甲乙双方都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙に明渡しする。
- 第13条 更新手続きは、賃料額その他の必要事項を改定の上、新契約書を作成することにより行う更新手続きに際し、乙は仲介人に対し、新賃料の二分の一ヶ月に相当する更新事務手数料を支払う。
- 第14条 契約の解除に際して、乙は立退料その他名目の如何を問わず、何等の請求もしてはならない。
- 第15条 天災地変その他に事由の如何を問わず駐車場の使用が不可能になった場合、本契約を当然に終了する。
- 第16条 本契約終了後乙が駐車場に残地した車両その他の物件は、甲において廃棄移動、保管等の処分をする事ができる。その費用については乙の負担とする。
- 第17条 車の改造・マフラーの改造等、騒音をはじめ周囲の迷惑になるような車両の契約は禁止いたします。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

令和 5 年 9 月 20 日

貸主(甲)	住所	[Redacted]
	氏名	[Redacted]
借主(乙)	住所	[Redacted]
	氏名	渡辺 大 090-4241-4311
仲介人	住所	埼玉県ふじみ野市駒西3-8-32-107
	氏名	株式会社ABCハウジング 代表取締役 葛籠貫 夕子
取引士	登録番号	[Redacted]号
	氏名	[Redacted]